

勧誘行為等適正化特定地区の区域変更について

このことについて、下記のとおり「武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例」に基づく勧誘行為等適正化特定地区の区域を変更いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 根拠

武蔵野市つきまとい勧誘行為及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例第6条

2 勧誘行為等適正化特定地区とは

- (1)「禁止行為を防止し、又は路上宣伝行為等を適正化するために特別な措置を講ずる必要があると認める区域」（第6条）
- (2) 条例は市内全域が対象であるが、「警告・勧告・公表」、「路上宣伝行為等の方法の変更要請」は特定地区内の行為が対象となる。

3 今回区域を変更する理由

令和4年4月から新たに飲食店や風俗営業店の客引き行為等も禁止行為に加えたことにより、それらの実態を踏まえたうえで、区域を見直す必要があるため

4 区域変更に至る経過

令和5年6月20日 環境浄化審議会（状況報告、現地視察、意見交換）
7月21日 吉祥寺活性化協議会商店会長会意見交換
7月27日、30日 市民意見交換会（合計25人参加）
8月25日 環境浄化審議会（諮問）
9月11日 答申書受領
9月26日 答申の内容を踏まえ、区域変更の最終決定

5 区域変更

裏面の図のとおり

6 施行

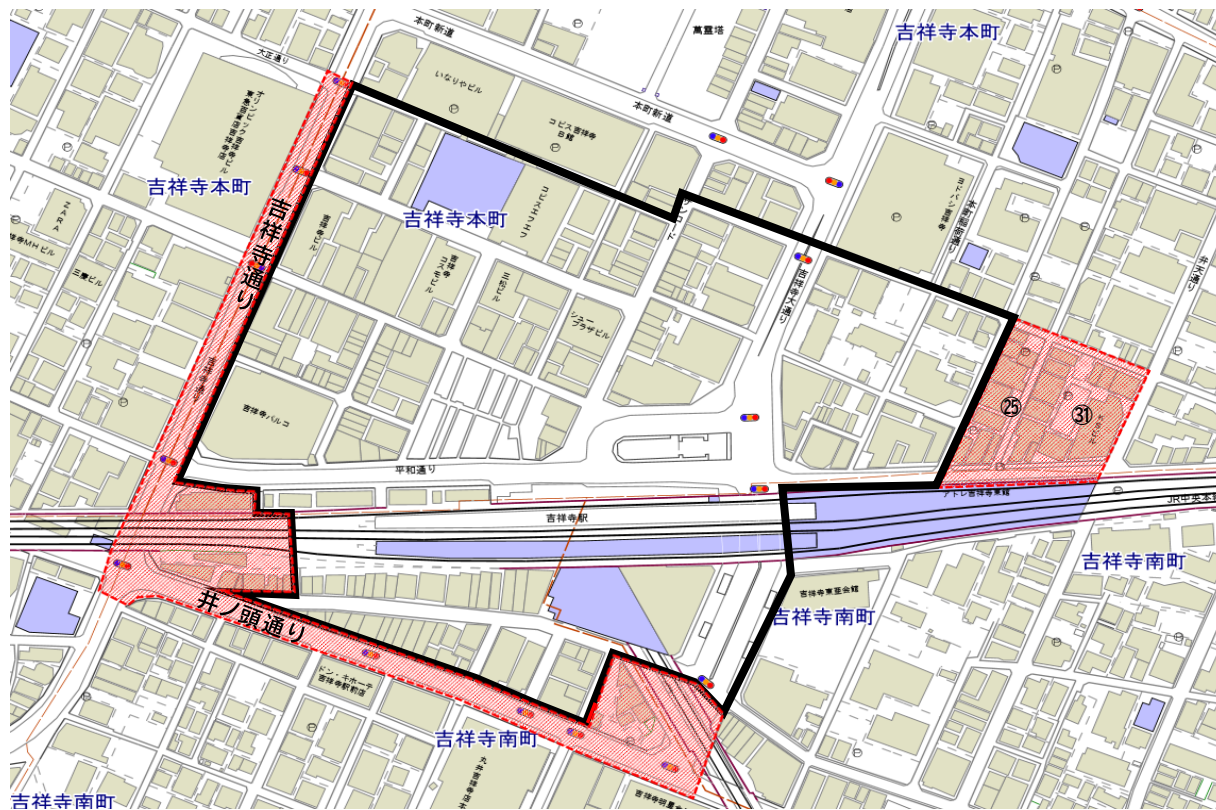
令和5年12月1日（金曜日）

7 周知等

告示（11月1日）、ホームページ（11月1日）、
市報（11月15日号）、ブルーキャップによる客引き等へのチラシ配布
警察、吉祥寺活性化協議会等の関係団体への周知

勧誘行為等適正化特定地区

黒枠…R5.11月までの区域 赤枠…R5.12月から追加した区域



【問い合わせ】

武蔵野市 防災安全部 安全対策課

T E L 0422-60-1916

F A X 0422-51-9184